



愛知県議会議員一般選挙

投票日 4月12日(日) 午前7時～午後8時
期日前投票 4月 4日(土)～11日(土) 午前8時30分～午後8時
清須市役所本庁舎 3階小会議室
開票 即日開票 午後9時～ アルコ清洲
※立候補者が3名に達しない場合は無投票となります。
問合せ 市選挙管理委員会〔防災行政課(本庁舎)内〕



地域防災リーダー養成講座(3回開催)参加者募集!



第1回

4月26日(日) 午前9時～正午〔定員20名程度〕

講義 「地域防災リーダーの役割・心構え」
グループワーク 自分の地域を防災の観点から評価する
講師 特定非営利活動法人レスキューストックヤード



第2回

5月 9日(土) 開場 午前9時30分 開演 午前10時

講演会 「女性の目線から見る避難生活」
講師 名古屋大学減災連携研究センター 特任准教授 阪本真由美 氏
※第2回講演会は事前申込不要です。ぜひご参加ください。



第3回

7月12日(日) 午前9時～正午〔定員20名程度〕

① **講義** 「清須市避難所運営マニュアル」の運用
講師 市防災行政課職員
② **講義・グループワーク** 避難所運営訓練(HUG)
講師 特定非営利活動法人レスキューストックヤード

申込方法

- 電話又は防災行政課(本庁舎)窓口でのお申込み
電話又は窓口で「地域防災リーダー養成講座」の申込みとお伝えください。
- FAX(052-400-2963)又はEメール(bosaigyosei@city.kiyosu.lg.jp)でのお申込み
件名を「地域防災リーダー養成講座申込」とし、住所・氏名・電話番号・ブロック名(町内会名)を記入のうえ送信してください。
- 4月6日(月)午前9時から受付を開始(定員になり次第終了)

入場無料
申込不要

講演会

女性の目線から見る避難生活

<講師紹介> 阪本 真由美 氏

現職 名古屋大学 減災連携研究センター
特任准教授

略歴 京都大学大学院情報学研究所博士
後期課程修了(博士・情報学)

専門 防災危機管理、防災教育



講師から一言

自然災害の発生を防ぐことは難しいですが、自然災害についてよく知ること、事前に対策をすることで被害を減らすことができます。

災害から、私たちの命と暮らしを守るためには、日々の暮らしの中で気軽に実践できる「生活防災」に取り組むことが大切です。

とき 5月9日(土)
開場 午前9時30分
開演 午前10時

ところ 清洲市民センター ホール

南海トラフ大地震等の自然災害が発生した際に、被害状況によっては避難生活を余儀なくされるかもしれません。

避難生活をするにあたって、女性の目線から見た女性ならではの問題点を講師に話していただきます。

災害が発生する前に、女性はもちろんのこと男性も理解し、配慮ができるようにしましょう。

公共施設使用料の改定に関するご案内

～平成27年10月から公共施設使用料が変わります～

本市の公共施設使用料については、合併前から据え置かれてきたものが大半であり、社会経済状況の変化等を踏まえて、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を考慮した適正な見直しが必要となっています。

そこで、本市では平成27年1月に「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針」を策定し、この基本方針に沿った公共施設使用料の改定を行うため、平成27年3月議会定例会において関係条例の改正を行いました。

平成27年10月1日から次のとおり公共施設使用料を改定しますので、市民の皆様におかれましては、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

なお、平成27年10月1日前に10月1日以後の施設の利用許可を受けた方につきましても、改定後の使用料を徴収させていただきます。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

改定のポイント

1 基本的な考え方

- (1) 市民負担の公平性の確保(受益者負担の原則)
- (2) 使用料設定の透明性の確保

2 使用料の算定の原則

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

《原価》

施設の維持管理や運営に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」(施設の建設費及び大規模修繕費を除く。)

《受益者負担割合》

受益者負担の原則に基づき、市民生活上必要なのか(必需的・選択的)、行政が提供すべきかどうか(非市場的・市場的)、といった2つの観点から施設を区分し、区分ごとの負担割合を設定

3 激変緩和措置

現行使用料の1.2倍を改定上限(下限は0.8倍)

4 その他(使用料の加算等の統一)

- (1) 冷暖房施設を利用する場合の加算額
使用料の額に0.2を乗じて得た額を加算
- (2) 使用料の還付に係る取扱い
利用者からのキャンセルに伴う使用料の還付については、利用日の前3日目までは全額還付(前2日以降のキャンセルは全額徴収)
- (3) 利用許可申請期間
利用日の属する月の3月前の初日から利用日の前日まで(一部施設を除く。)

◆広報5月号において、各公共施設の概要、お問合せ先等をお知らせします。

← 8・9ページに改定後の使用料額の一覧を掲載しています。



(平成27年10月1日以降の利用)

【西枇杷島地区】

施設名	施設区分	単 位	使用料の額	
			現 行	改定後
西枇杷島会館	ホール	午前9時～正午	1,200円	1,380円
		午後1時～5時	1,500円	1,840円
		午後6時～9時	1,200円	1,380円
	会議室Ⅰ	午前9時～正午	400円	390円
		午後1時～5時	500円	520円
		午後6時～9時	400円	390円
	会議室Ⅱ	午前9時～正午	(新設)	390円
		午後1時～5時	(新設)	520円
		午後6時～9時	(新設)	390円
	料理室	午前9時～正午	600円	480円
		午後1時～5時	700円	640円
		午後6時～9時	600円	480円
西枇杷島老人福祉センター	集会室	午前9時～正午	1,000円	1,170円
		午後1時～5時	1,300円	1,560円
		午後6時～9時	1,000円	1,170円
	遊戯室	午前9時～正午	1,000円	1,170円
		午後1時～5時	1,300円	1,560円
		午後6時～9時	1,000円	1,170円
和室	午前9時～正午	450円	540円	
	午後1時～5時	600円	720円	
	午後6時～9時	450円	540円	
にしび創造センター	ホール	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	1,200円	1,470円
		多目的ホール	600円	450円
	視聴覚室	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	700円	630円
		2階集会室	午前9時～正午 午後1時～5時 午後6時～9時	900円 1,200円 900円
庄内川水防センター (みずとびあ庄内)	大会議室	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	1,000円	1,220円
		水の交流ステーション	多目的ホール	1,000円
西枇杷島勤労福祉会館 (にしびさわやかプラザ)	多目的ホール(全面)	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	1,700円	2,060円
		多目的ホール(半面)	900円	1,030円
	トレーニングルーム	1回当たり一般	300円	360円
		1回当たり高齢者 1回当たり身体障害者等 回数券(10回分)	(新設)	140円 2,500円 3,000円
		研修室	700円	770円
	学習室	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	400円	380円
		和室	400円	380円
	会議室	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	200円	170円
		西枇杷島野球場	午前7時～9時 午前9時～11時 午前11時～午後1時 午後1時～3時 午後3時～5時 午後5時～7時 午後7時～9時	200円
	西枇杷島ソフトボール場	午前7時～9時 午前9時～11時 午前11時～午後1時 午後1時～3時 午後3時～5時 午後5時～7時	200円	240円
西枇杷島テニスコート	午前7時～8時	100円	120円	
	午前8時～10時 午前10時～正午 正午～午後2時 午後2時～4時 午後4時～6時	200円	240円	
	午後6時～日没	100円	120円	
浄化センターコート	午前8時～10時 午前10時～正午 正午～午後2時 午後2時～4時 午後4時～6時 午後6時～9時	200円	240円	

【清洲地区】

施設名	施設区分	単 位	使用料の額		
			現 行	改定後	
清洲総合福祉センター	第1会議室	午前9時～正午	3,000円	2,970円	
		午後1時～4時	3,000円	2,970円	
		午前9時～午後4時	6,000円	5,940円	
	第2会議室	午前9時～正午	900円	1,080円	
		午後1時～4時	900円	1,080円	
		午前9時～午後4時	1,800円	2,160円	
	第3会議室	午前9時～正午	600円	660円	
		午後1時～4時	600円	660円	
		午前9時～午後4時	1,200円	1,320円	
	調理実習室	午前9時～正午	1,200円	1,410円	
午後1時～4時		1,200円	1,410円		
清洲市民センター (中央公民館)	ホール	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	3,000円	3,110円	
		集会室	1,500円	1,610円	
		実習室(和室)	500円	520円	
	視聴覚室	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	1,000円	800円	
		2階会議室	500円	420円	
	3階会議室及び研修室(大)	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	500円	560円	
		研修室(小)	300円	210円	
	朝日公民館	ホール	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	800円 1,000円 1,200円	870円
			会議室(大)	300円 400円 500円	210円
			会議室(小)	200円 300円 400円	140円
研修室		午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	200円 300円 400円	140円	
		実習室(和室大)	400円 600円 800円	310円	
実習室(和室小)		午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	300円 500円 700円	210円	
		温水プール	個人利用	1回券 回数券(12回) 定期券(1月)	500円 5,000円 6,500円
大人			1回券 回数券(12回) 定期券(1月)	200円 2,000円 2,500円	240円 2,400円 3,000円
小人			1回券 回数券(12回) 定期券(1月)	200円 2,000円 2,500円	240円 2,400円 3,000円
高齢者			1回券 回数券(12回) 定期券(1月)	200円 2,000円 2,500円	240円 2,400円 3,000円
身体障害者	1回券 回数券(12回) 定期券(1月)		200円 2,000円 2,500円	240円 2,400円 3,000円	
団体利用(20人以上)	大人 小人		350円 150円	420円 180円	
清洲勤労福祉会館 (アルコ清洲)	1階	サブアリーナ(全面)	1時間当たり	2,000円	2,460円
		サブアリーナ(半面)	1時間当たり	1,000円	1,230円
		会議室	1時間当たり	1,000円	820円
		ミーティングルーム	1時間当たり	500円	410円
	2階	審判員控室	1時間当たり	300円	240円
		多目的ホール(全面)	1時間当たり	3,000円	3,700円
		多目的ホール(半面)	1時間当たり	1,500円	1,850円
		ミーティングルーム	1時間当たり	500円	410円
	3階	会議室	1時間当たり	1,000円	820円
		多目的スタジオ	1時間当たり	(新設)	820円
		研修室	1時間当たり	2,000円	1,640円
		会議室	1時間当たり	1,000円	820円
		和室	1時間当たり	1,000円	820円
		特別和室	1時間当たり	2,000円	1,640円
4階	弓道場	1時間当たり 全射場	1,000円	1,230円	
		1時間当たり 1射場	150円	180円	
		1時間当たり 回数券(12回)	1,500円	1,800円	



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

【新川地区】

施設名	施設区分	単 位	使用料の額	
			現 行	改定後
新川ふれあい 防災センター	集会室I	午前9時～午後0時30分	1,000円	1,220円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	集会室II	午前9時～午後0時30分	500円	590円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	和室	午前9時～午後0時30分	500円	590円
午後1時～4時30分 午後5時30分～9時				
研修室	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	500円	590円	
会議室	午前9時～午後0時30分	300円	350円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
新川地域 文化広場 (カルチバ新川)	ホール	午前9時～午後0時30分	10,000円	8,220円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	会議室	午前9時～午後0時30分	3,000円	2,450円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	ミーティング ルーム	午前9時～午後0時30分	2,000円	1,610円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	温水プール	大人 1回券	400円	490円
小人 1回券				
高齢者 1回券 身体障害者等 1回券		200円	190円	
アスレチック ジム	大人 1回券	400円	490円	
	高齢者 1回券 身体障害者等 1回券	200円	190円	
	プールジム共通 割引券(10回相当)	3,600円	4,400円	
新川軟式野球場	午前7時～9時 午前9時～11時	200円	240円	
	午前11時～午後1時 午後1時～3時 午後3時～5時 午後5時～日没			
新川ソフトボール場	午前7時～9時 午前9時～11時	200円	240円	
	午前11時～午後1時 午後1時～3時 午後3時～5時 午後5時～日没			
新川テニスコート	午前7時～8時	100円	120円	
	午前8時～10時 午前10時～正午	200円	240円	
	正午～午後2時 午後2時～4時			
	午後4時～6時 午後6時～日没	100円	120円	
新川多目的広場	午前7時～9時 午前9時～11時	200円	240円	
	午前11時～午後1時 午後1時～3時 午後3時～5時 午後5時～日没			

【春日地区】

施設名	施設区分	単 位	使用料の額	
			現 行	改定後
春日 老人福祉 センター	第1会議室	午前9時～正午	1,000円	780円
		午後1時～5時	1,300円	1,040円
		午後6時～9時	1,500円	780円
	第2会議室	午前9時～正午	1,000円	810円
		午後1時～5時	1,300円	1,080円
		午後6時～9時	1,500円	810円
第3会議室	午前9時～正午	1,000円	1,170円	
	午後1時～5時	1,300円	1,560円	
第4会議室	午前9時～正午	1,000円	1,170円	
	午後1時～5時	1,300円	1,560円	
カラオケ設備	午前9時～正午	300円	(変更なし)	
	午後1時～5時 午後6時～9時	400円 300円		
春日 公民館	大ホール	午前9時～午後0時30分	15,000円	12,320円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	練習室兼 小会議室	午前9時～午後0時30分	500円	380円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	楽屋	午前9時～午後0時30分	200円	140円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	大会議室	午前9時～午後0時30分	800円	980円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	中会議室	午前9時～午後0時30分	500円	380円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
小会議室	午前9時～午後0時30分	300円	240円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
教養室	午前9時～午後0時30分	500円	560円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
研修室	午前9時～午後0時30分	500円	560円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
料理教室	午前9時～午後0時30分	600円	660円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
実習室	午前9時～午後0時30分	500円	490円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
視聴覚室	午前9時～午後0時30分	1,000円	800円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
春日B&G 体育館	競技場 (全面)	午前9時～午後0時30分	1,400円	1,710円
		午後1時～4時30分 午後5時30分～9時		
	競技場 (半面)	午前9時～午後0時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時	700円	850円
武道場	午前9時～午後0時30分	400円	450円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
ミーティ ング ルーム	午前9時～午後0時30分	400円	450円	
	午後1時～4時30分 午後5時30分～9時			
春日 テニスコート	午前7時～8時	100円	120円	
	午前8時～10時 午前10時～正午	200円	240円	
	正午～午後2時 午後2時～4時			
	午後4時～6時 午後6時～日没	100円	120円	
春日B&G テニスコート	午前7時～8時	100円	120円	
	午前8時～10時 午前10時～正午	200円	240円	
	正午～午後2時 午後2時～4時			
	午後4時～6時 午後6時～日没	100円	120円	
春日 グランド	午前7時～9時 午前9時～11時	200円	240円	
	午前11時～午後1時 午後1時～3時 午後3時～5時 午後5時～7時 午後7時～9時			



にしば創造センター



アルコ清洲



カルチバ新川



春日公民館

※原則、夏季(7月～9月)及び冬季(12月～3月)の期間中の利用については、冷暖房施設の利用に係る費用として、上記の使用料の額に0.2を乗じて得た額を別途徴収させていただきます。(屋外の社会体育施設を除く。)

行政ニュース
夢広場はるひ
保健だより
教室・講座
児童子育てだより
フォトダイアリー
インフォメーション



本庁舎増築工事等の実施設計がまとまりました



昨年、広報清須9月号で本庁舎増築工事等の基本設計について概要をお知らせしましたが、この度最終的な設計図書となる実施設計がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

今後は、総合評価落札方式の一般競争入札により施工業者の選定手続きを進め、6月中に施工業者を決定し、7月から工事に着手する予定です。

■問合せ 財政課(本庁舎)

スケジュール(予定)

平成27年 6月	施工業者決定
7月	増築工事着手
平成28年 12月	工事完了
平成29年 1月	供用開始

工事予算額

平成27年度	980,000千円
平成28年度	2,650,000千円
合 計	3,630,000千円

増築庁舎の設計概要

敷地面積	19,176.00平方メートル
建築面積	2,590.00平方メートル
延床面積	6,625.63平方メートル
増築庁舎の構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造4階建 (ピロティ駐車場を含む。)、柱頭免震構造

各階配置計画

	既存庁舎	増築庁舎
4階	議事調査課、議場等	—
3階	財政課、産業課、監査課、会議室等	人事秘書課、企画政策課、防災行政課、災害対策本部室兼研修室
2階	土木課、上下水道課、都市計画課、地域開発課、新清洲駅周辺まちづくり課	子育て支援課、健康推進課、生活環境課、税務課、収納課、市民協働兼会議室
1階	学校教育課、生涯学習課、スポーツ課	市民課、会計課、保険年金課、高齢福祉課、社会福祉課
地下	機械室、公用車駐車場	来庁者駐車場

※設計内容の詳細は、市ホームページから実施設計書概要版等をご覧ください。

レンタサイクルで清須巡りをしませんか

市では、次のとおりレンタサイクル「きよすあしがるサイクル」を実施します。今回は、モデルコースとして長距離のコースを設定しました。自転車を利用して、清須の様々な風景を楽しんでみてはいかがでしょうか。お気軽にご利用ください。



利 用 日	<春 季> 4月1日(水)~5月31日(日)の土・日曜日及び祝日 ※ただし、4月1日(水)~12日(日)、4月25日(土)~5月6日(振)の期間は毎日実施 <秋 季> 9月12日(土)~11月23日(祝)の土・日曜日及び祝日
利 用 時 間	午前10時~午後4時(貸出受付は午後3時まで)
貸出・返却場所	名鉄新清洲駅前
利 用 料	100円(1日1回)
利 用 対 象	中学生以上 ※ただし、中学生は保護者同伴の場合に限り利用可能
利 用 日 数	当日限り
必 要 な も の	氏名、住所を確認できるもの(運転免許証・健康保険証・学生証など)

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

税 だ よ り

■問合せ 税務課(本庁舎)

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋の納税義務者の方が、市内で課税されている土地又は家屋の価格等が記載された縦覧帳簿を縦覧できる制度です。

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)【土・日曜日及び祝日を除く。】

午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 税務課(本庁舎)

●固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が関係する資産の課税内容を確認する制度です。縦覧期間中(4月1日～6月1日)は、課税台帳(名寄帳)を無料にて交付します。ただし、縦覧期間中以外での閲覧又は証明書発行の場合は有料となります。また、借地・借家人の方も対象物件に限り閲覧できますが、賃貸借契約書等の提示が必要となります。

閲覧場所 税務課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所

●縦覧・閲覧の際の持ち物

本人確認ができる運転免許証、写真付き住基カード、健康保険証又は年金手帳などをお持ちください。
※代理人が縦覧・閲覧する場合は、納税義務者からの委任状が必要です。また、納税義務者が法人である場合は、法人の代表者印もしくは代表者印が押された委任状をお持ちください。

●固定資産税・都市計画税の納期変更

平成27年度の固定資産税・都市計画税は、清須市税条例等の改正により、第1期の納期を4月から1か月遅らせ、**5月1日(金)から6月1日(月)までに変更**します。なお、納税通知書は5月1日(金)に発送する予定です。



納期月	税金等の種類	納期限日
4月	国民健康保険税(第1期) 介護保険料(第1期)	平成27年 4月30日(木)
5月	固定資産税・都市計画税(全期・第1期) 軽自動車税(全期)	平成27年 6月1日(月)
6月	市民税・県民税(全期・第1期) 介護保険料(第2期)	平成27年 6月30日(火)
7月	固定資産税・都市計画税(第2期) 国民健康保険税(第2期) 後期高齢者医療保険料(第1期)	平成27年 7月31日(金)
8月	市民税・県民税(第2期) 国民健康保険税(第3期) 介護保険料(第3期) 後期高齢者医療保険料(第2期)	平成27年 8月31日(月)
9月	国民健康保険税(第4期) 後期高齢者医療保険料(第3期)	平成27年 9月30日(水)
10月	市民税・県民税(第3期) 国民健康保険税(第5期) 介護保険料(第4期) 後期高齢者医療保険料(第4期)	平成27年 11月2日(月)
11月	国民健康保険税(第6期) 後期高齢者医療保険料(第5期)	平成27年 11月30日(月)
12月	固定資産税・都市計画税(第3期) 国民健康保険税(第7期) 介護保険料(第5期) 後期高齢者医療保険料(第6期)	平成27年 12月25日(金)
1月	市民税・県民税(第4期) 国民健康保険税(第8期) 後期高齢者医療保険料(第7期)	平成28年 2月1日(月)
2月	固定資産税・都市計画税(第4期) 介護保険料(第6期) 後期高齢者医療保険料(第8期)	平成28年 2月29日(月)

納税・納付のこよみ

平成27年度の納税・納付は、左表のとおりです。税金は、社会を支える柱です。納期内の納税・納付にご協力をお願いします。また、税金は最寄りの金融機関等で納めることができます。

納税・納付には、納め忘れが無い 便利な『口座振替』をご利用ください!

預貯金口座からの自動引落は、納期限日が振替日となります。

<口座振替の申込手続き>

●あなたの預貯金口座のある次の金融機関で取り扱います。

三菱東京UFJ銀行、十六銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、中日信用金庫、岐阜信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、西春日井農協、ゆうちょ銀行、郵便局

●預貯金通帳・印鑑(通帳届出印)をご持参のうえ、市内の前記金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申込みください。なお、口座振替の開始は依頼書を提出した月の翌月末以降からとなります。

<コンビニエンスストアで納めることができる税金>

●個人市県民税(普通徴収) ●固定資産税・都市計画税
●軽自動車税 ●国民健康保険税

※納期限後の納付については、
法律に定められた延滞金が課されます。



■問合せ 収納課(本庁舎)





平成27年度国民健康保険 人間ドック補助金のご案内

市国民健康保険保健事業として、30歳以上の被保険者の皆さんが医療機関で受診する**特定健診の項目を全て含む人間ドックの費用の一部を補助**します。

●対象者

・人間ドック受診時に、市国民健康保険の加入者(社会保険、健康保険、共済組合、後期高齢者医療保険等に加入している方は除く)で30歳以上の方
・市税に滞納がない方

●補助対象 人間ドック受診費

●補助金額 上限1万5000円

(年度内一人一回まで)

※今年度中に受診を希望される方は、まず市役所窓口にて事前予約をしてください。

※事前予約のない方につきましては、補助の対象となりませんのでご了承ください。

●申請方法及び流れ

①市役所各窓口にて事前予約

平成27年4月1日(水)から「受付票」兼「補助金申請書」をお渡します。
(土・日曜日、祝日及び年末年始は除く。)

午前8時30分～午後5時

②任意の医療機関にて人間ドック受診

平成28年1月末までに受診し、費用は各自支払いを済ませてください。

③市役所各窓口へ申請

「受付票」兼「補助金申請書」、領収書及び検診結果をご持参ください。指定口座へ補助金を振込みます。(申請月の翌月25日頃振込み)

●申請期間・場所

平成28年2月29日(月)まで

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日口支所

●申請に必要なもの

【予約時】

受診される方の被保険者証

【人間ドック受診後】

・「受付票」兼「補助金申請書」、医療機関発行の領収書(「人間ドック受診費」と記載されているものに限る。)

・特定健診の項目(広報4月号折込みの「清須市国保特定健診・特定保健指導」を参照)を全て含む人間ドックの健診結果票

・振込口座番号のわかるもの

・印鑑

問合せ 保険年金課(本庁舎)

国民健康保険税第1期分の 納税通知書送付のご案内

平成27年度の国民健康保険税は、1年分を8回に分けて納めていただきます。

4月の第1期分は、平成26年中の所得が確定していないため、仮算定保険税として、前年度の年間保険税相当額(年度途中から加入された世帯の場合は、1年間に換算した額)の8分の1の額を納めていただきます。

平成27年度の年間保険税額は、7月の保険税納税通知書でお知らせし、仮算定額を差し引いた額を第2期から第8期までの7回に分けて納めていただきます。

納付書で納めていただく世帯へは、4月中旬に第1期(4月)の納付書を、7月に第2期(7月)から第8期(翌年1月)までの7回分の納付書をまとめてお送りします。各納期内に金融機関などでお支払いください。

なお、口座振替の登録がされている世帯へは納税通知書のみをお送りします。

【65歳以上の方で国民健康保険税を年金特徴で納めている方へ】

65歳以上の方で国民健康保険税

を特別徴収されている方は、平成27年度の保険税が確定していないため、4月から8月の税額については、2月の年金支給時に特別徴収させていただきます。特別徴収させていただきます。

平成27年度の年間保険税額は、7月の保険税納税通知書でお知らせし、仮徴収の税額を差し引いた金額を10月から翌年2月の年金支給時に特別徴収させていただきます。

なお、年税額が仮徴収額に満たない場合は還付となります。年金機構からの入金を確認後、還付通知を送付させていただきます。

特別徴収の方は、4月上旬に仮徴収の納税通知書をお送りします。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

平成27年度国民年金保険料のお知らせ

平成27年度の保険料は月額15,590円

国民年金の保険料は毎年度改定されますが、平成27年度は前年度より340円引き上げられた月額15,590円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。

なお、保険料は2年を過ぎると納められなくなりますのでご注意ください。

■問合せ 名古屋西年金事務所 ☎052-524-6855

ごみ減量のための補助制度のご案内

「ごみ減量に協力するとともに、堆肥作りをしましょう!」

市では、循環型社会を創出する一環として、右表の補助制度を行っています。ごみを減らし、花や野菜への肥料としてご活用ください。

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

補助制度	補助基準	補助限度
電動生ごみ処理機 購入補助	購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (ただし上限2万円)	1基/世帯
生ごみ処理容器 (コンポスト)購入補助	購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (ただし上限2,000円)	1基/世帯
ダンボールコンポスト (セット一式)購入補助	購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (ただし上限1,000円)	1セット/年度
コンポスト用基材購入補助	購入本体価格の $\frac{1}{2}$ (ただし上限400円)	2基材/年度

市浄化槽補助金制度変更のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市では、家庭用浄化槽の清掃補助として年1回4割の補助を行っていますが、下水道の供用開始に伴い、その区域内における供用開始後1年以内に行った清掃についての補助は1回限りとし、その後の補助はありませんのでご注意ください。

例1)平成27年3月31日に
公共下水道が供用開始した区域

平成27年4月1日から
平成28年3月31日までに
清掃をした場合

補助
あり

平成28年4月1日以降に
浄化槽を清掃した場合

補助
なし

例2)平成27年10月1日に
公共下水道が供用開始をした区域

平成27年10月2日から
平成28年10月1日までに
清掃をした場合

補助
あり

平成28年10月2日以降に
浄化槽を清掃した場合

補助
なし

※以降、公共下水道供用開始となった区域は、同様の方法で実施していきます。

平成27年度住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付のお知らせ

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市では、地球温暖化防止の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

●補助対象者

自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用に供する建物に限る。)に10キロワット未満のシステムを設置する方

●補助対象システム

清須市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に定める太陽電池モジュールを使用したシステム

●補助金額

2万円(愛知県の補助を含む。)に補助対象となる太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大キロワットを乗じた額〔補助金の限度額は8万円〕

●申請方法

4月1日(水)から生活環境課(本庁舎)で先着順に申請を受け付けます。ただし、郵送、電子メール、ファクシミリによる申請は受け付けをしません。

申請書類は、生活環境課でお渡しします。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。 ※予算額に達した時点で、締め切りとさせていただきます。

●その他

必ず設置する前に申請してください。(設置後の申請は、補助対象となりません。)

完了実績報告書は、申請した年度内に必ず提出してください。

市税を滞納している方は、補助対象となりません。





病児・病後児保育のご案内

- 病気の子どもを家で一人にさせてしまうのは不安だ
- 子どもが病気又は病気の回復期で保育園や幼稚園などに登園できず、勤務の都合で仕事も休めない

このような時に利用していただきたいのが「病児・病後児保育施設」です。お忙しい保護者の方に代わり、病気にかかったお子様の看護・保育を行います。



- 実施場所 このはなファミリークリニック内「病児保育室 カブルーム」(写真)
清須市清洲一丁目4番地6 ☎052-325-7596
- 対象年齢 7か月児から小学校3年生まで
- 定員 5名
- 保育時間 月曜日から金曜日
午前8時から午後6時まで
- 休業日 土・日曜日及び祝日
- 利用方法 事前に登録が必要となります。
- 利用料金

区分	利用料金(日額)
生活保護、市民税非課税世帯	0円
所得税非課税世帯	1,000円
所得税課税世帯	2,000円



※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)



保育園入所基準の主な変更点

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成27年度から次の項目が保育の必要な事由に追加されます。

①求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を行っている場合 (90日を限度とする。)
②就学	各種学校等の教育施設に在学している場合
③虐待・DVのおそれ	虐待・DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
④育児休業取得時	既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合 ○小学校を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合【3～5歳児】 ○保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合

※定員を超える申込みがあったときは、希望される保育園にご入所いただけない場合があります。



保育料改正のお知らせ

新制度の開始により、世帯の市町村民税課税額に基づき保育料を算定します。4月～8月は前年度の課税額、9月～翌年3月は当該年度の課税額が根拠となります。

※保育料及び新制度での変更点など、詳細は子育て支援課(清洲庁舎)へお尋ねいただくか市ホームページでご確認ください。

■問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)



下水道供用開始のお知らせ

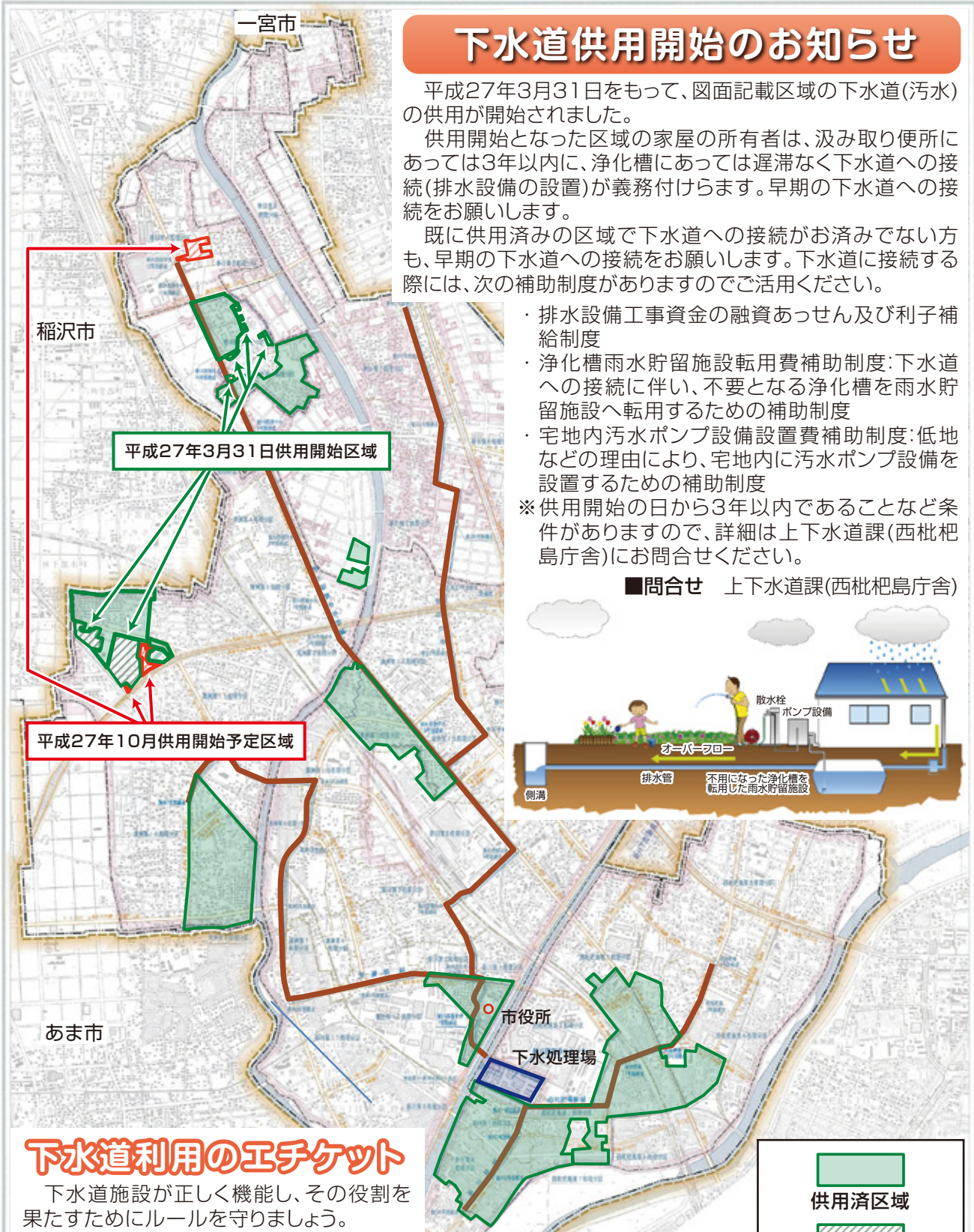
平成27年3月31日をもって、図面記載区域の下水道(汚水)の供用が開始されました。

供用開始となった区域の家屋の所有者は、汲み取り便所にあっては3年以内に、浄化槽にあっては遅滞なく下水道への接続(排水設備の設置)が義務付けられます。早期の下水道への接続をお願いします。

既に供用済みの区域で下水道への接続がお済みでない方も、早期の下水道への接続をお願いします。下水道に接続する際には、次の補助制度がありますのでご活用ください。

- ・ 排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度
 - ・ 浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度:下水道への接続に伴い、不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用するための補助制度
 - ・ 宅地内汚水ポンプ設備設置費補助制度:低地などの理由により、宅地内に汚水ポンプ設備を設置するための補助制度
- ※ 供用開始の日から3年以内であることなど条件がありますので、詳細は上下水道課(西枇杷島庁舎)にお問合せください。

■問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)



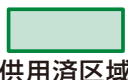


下水道利用のエチケット

下水道施設が正しく機能し、その役割を果たすためにルールを守りましょう。



×下水道へ流してはいけないもの

油脂類	てんぷら油・ガソリン・車の廃油など
酸類	塩素系の洗剤・バッテリー液など
薬物類	農薬・消毒液・溶剤など
重金属類	体温計の水銀・カドミウムなど
ゴミ類	生ゴミ・布・ゴム・セメント・建材・紙おむつ・ティッシュ・水に溶けないペットの紙砂など

 供用済区域
 平成27年3月31日 供用開始区域
 平成27年10月 供用開始予定区域

新川地区●プラスチックごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…毎週土曜日■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎週水曜日■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎週土曜日■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎週土曜日■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎週水曜日